

規定11条)。

なお、被告と組合は、平成元年9月13日、平成元年覚書を一部修正して(ただし、その内容に大きな変動はない)、「定年延長並びに人事制度改定に関する協定」、「組合員の範囲に関する協定」、「退職金の支給に関する協定」、「早期退職援助制度に関する協定」、「退職年金の支給に関する協定」、「定年延長並びに人事制度の一部改定に伴う移行措置」に関する覚書を締結し、これに伴い、平成元年覚書は失効した。

ウ 原告Aは、平成4年1月11日に満55歳に達し、平成元年覚書及び改定された就業規則等の適用を受けて、同年2月1日に専任職掌・事務主任待遇として発令され、同月の賃金から、専任職賃金カットを受けて、本俸及び調整手当、資格手当の合計額の80パーセント相当額を専任職給与として支給され、住宅手当もそれまでの1万5500円からその80パーセント相当額の1万2400円に減額された(その後、原告Aの住宅手当額は、平成4年4月以降1万3600円、独立生計者とみなされた平成6年7月以降4万5600円となっている)。

(4) 新人事制度の導入(平成9年4月)(証拠略)

ア 被告は、創造的活動により高い価値をおいた人事待遇制度、職務の価値と発揮能力に見合う待遇(実力主義の徹底)、国際社会に通用するシステムを構築することを目的として、平成9年3月25日、組合との間で「人事制度に関する協定」(以下「平成9年協定」という)を締結し、新人事制度の導入について合意した上、就業規則等を改定し、同年4月からこれを実施した。

イ 新人事制度の主な内容は以下のとおりである。なお、平成9年協定では、新人事制度とは、「1995年12月14日付「人事制度改定案(骨子)」、1996年12月6日付「新人事制度最終実行案」、1997年1月17日付「新人事制度最終実行案の追加・訂正」の各文書によって被告より提案されたものに基づき、労使間で確認された内容をさすものとする。」とされている。

(7) 職掌の再編と賃務等級制度の導入

職掌を、従来の「管理職」、「一般職」、「事務職」、「専任職」から「総合職掌」、「特定総合職掌」、「一般職掌」、「事務職掌」、「専任職掌」に再編し、各職掌ごとに職務等級を設定する。各職掌の区分基準、職務等級及びその要件は、別紙2の(1)、(2)のとおりである。

専任職掌は総合職の社員についてのみ存続させ、一般職、事務職については従来の専任職制度は廃止する。この一般職、事務職についての専任職制度の廃止により、専任職賃金カットはなくなった(ただし、後記イ)のとおり、給与制度も変更されている)。

なお、既に転換済みの事務専任職は、被告が新入

事制度の導入を組合に提案した平成7年12月14日以降に専任職に転換した者が新人事制度の事務職掌事務1級への転換試験に合格した場合を除き、そのまま専任職として処遇する。

(イ) 人事考課制度、給与制度の変更

基本考課と業績考課を柱とする目標管理制度を人考課の基本に位置づけた。

総合職Aは年俸制とし、総合職B、C、一般職掌、事務職掌には、基本給に付加給、調整給等を加算したものと給料として支給し、ほかに夏季一時金及び年末一時金を支給する。

基本給は、旧制度の本俸、調整手当、資格手当及び住宅手当の一部(非独立生計者に支給されていた住宅手当額。以下「住宅手当最低支給額」ともいう)を組み込んだものとし、各職務等級ごとに標準年齢を応じた基本給テーブルを設定する。これにより決まる職務等級別基準給に基本考課に基づいた加減分(考課メリット)を加え、基本給を具体的に決定する。

付加給は、旧制度の住宅手当のうち基本給に組み入れなかつた額に扶養家族を有する者について一律月額5200円(家族手当廃止に伴う措置)を加算した月額5200円(家族手当廃止に伴う措置)を加算した額とする。付加給の支給対象者は、総合職B、C、一般職掌、事務職掌の独立生計者全員55歳未満とする。

調整給として、新人事制度での当該社員の基本給が前年の制度で決定された月例給(本俸、調整手当、資格手当、住宅手当、家族手当の合計額)よりも下回る場合、その差額を支給する。調整給の支給対象者は、総合職B、C、一般職掌、事務職掌の全員55歳未満とする。

夏季一時金は基本給に支給月数を乗じたものに業績評価を加減して決定し、年末一時金は基本給に支給月数を乗じた額とする。

(ウ) 職掌転換基準の変更

職掌転換制度を改定した(以下、改定後の職掌転換制度を「新転換制度」という)。一般職掌から総合職掌へ、事務職掌から一般職掌への職掌転換制度の概要は、別紙3のとおりである。事務職掌から一般職掌への職掌転換については、対象者は従来同様事務1级以上であるが、「能力・実績優秀と認定された者」との要件は外され、従来の運用であった本部長の推薦も不要とされた。また、転換試験の内容も改められた。

ウ 新人事制度の導入により、従来の管理職のうち、参事は総合職Aに、参事補は総合職B1級に、主事は総合職B2級に、従来の一般職のうち、主事補は総合職C1級に、一般1級は総合職C2級に、一般2級は一般1級に、入社2年目以上的一般3級は一般2級に、入社1年目的一般3級は一般3級に、従来の事務職のうち、事務主任は事務特級に、事務1級は事務1級に、入社2年目以上の事務3級及び

事務2級は事務2級に、入社1年目の事務3級は事務3級に、それぞれ格付けされた。

エ 原告Bは平成10年9月19日に、同Cは平成14年2月25日に、同Dは同年4月23日に、いずれも満55歳に達し、満55歳に達した月の翌月からの月例給について付加給及び調整給の支給を打ち切られた(以下「付加給・調整給カット」という)。

オ 原告らの月例賃金、一時金、退職金と同年齢の「男性」のそれとの差額(以下「証拠略」)

原告らに平成4年4月以降平成14年7月まで支払われた月例賃金及び一時金と同時期に「男性」に支払われた月例賃金及び一時金との差額。原告B、同C、同Dの付加給カット額、原告A、同Fの「男性」との退職金差額は、それぞれ別表1の「請求金額一覧表」の「月例賃金差額」「一時金差額」「付加給カット額」「退職金差額」各欄記載のとおりであり、その内訳の詳細は、別表1の各原告別の「賃金差額一覧表」「付加給カット額表」「退職金差額表」のとおりである。また、原告B、同C、同D、同Eに平成14年8月以降平成15年7月まで支払われた月例賃金及び一時金と同時に「男性」に支払われた月例賃金及び一時金との差額、付加給カット額は、それぞれ同各原告別の別表2(以下「証拠略」)の「賃金差額表(1)ないし(4)」のとおりである。

なお、ここにいう「男性」とは、各原告と同年齢の一般職ないし一般職掌の男性をいい、その男性の月例賃金は、一般職の本俸賃金テーブルに基づく本俸+調整手当(本俸の15パーセント)+資格手当+住宅手当最低支給額の合算額であり、一時金は本俸と調整手当の合計額に係数を乗じた額であり、退職金はその男性の有するポイント数にポイント単価を乗じた額である。平成9年4月以降新人事制度が導入された後の男性の基本給は、それまでの一般職の本俸賃金テーブルに基づく本俸+調整手当(本俸の15パーセント)+資格手当+住宅手当最低支給額で計算されたものである。一時金は、一時金支給基準に基づいて計算されたものである。

第3 爭点

1 原告B、同C、同D、同Eの、被告給与規定に基づく一般職標準本俸表の適用を受ける雇用関係上の地位にあることの確認を求める訴えに確認の利益があるか。

2 被告において、男性労働者と女性労働者との間に賃金格差があるか。あるとして、それが性別を理由とする差別の取扱いであるか。

3 原告Aに対する専任職賃金カットは違法か。

4 原告B及び同C、同Dに対する付加給・調整給カットは違法か。

5 原告らに差額賃金等の請求権があるか。

6 原告らに差額賃金等相当損害金の請求権がある

か。

7 原告らに慰謝料及び弁護士費用の請求権があるか。

第3章 爭点に関する当事者の主張(要旨) (略一覧注)

第4章 爭点に対する判断

第1 爭点1(確認の利益)について

被告は、原告B、同C、同D、同Eの被告の給与規定に基づく一般職標準本俸表の適用を受ける雇用関係上の地位確認請求について、確認の利益を争っている。しかし、仮に同原告らの主張のとおり、被告において、原告ら事務職に適用される賃金体系と一般職に適用される賃金体系に違法な差別があり、この差別がなければ原告らに一般職の賃金体系が適用されるものであるとすれば、被告に在職中の原告B、同C、同D、同Eは、被告の給与規定に基づく一般職標準本俸表の適用を受ける雇用関係上の地位にあるといえることになる。そして、この同原告らの地位は、現在の地位であるし、被告においては、各年度ごとの給与年齢に応じた本俸額は、被告と組合との労使交渉を介して決定されるから(第2章第2の2(1))、同原告らが将来の差額請求を現時点で請求することは不可能であるといえるし、被告が同原告らのこの地位を争っていることからすれば、同原告らの地位に現存する不安定を除去するためには、その地位の確認をすることが有効・適切であると認められる。したがって、同原告らのこの地位確認請求には確認の利益があるというべきである。

第2 爭点2(差別の有無及びその違法性)について

1 男女間の賃金格差の有無

(1) 被告は、原告らの請求期間において、原告ら事務職と一般職とでは、適用する賃金体系を異にしている。その経緯は、以下のとおりである(第2章第2の1(2)、2(1)ないし(4))。

ア 旧兼松では、見習社員を経て社員となる従業員の賃金体系と準社員を経て社員となる従業員の賃金体系とは異なっており、前者の賃金体系の適用を受けるのはほとんど男性であり、後者の賃金体系の適用を受けるのはすべて女性であった。原告A、同Dは旧兼松に入社し、後者の賃金体系の適用を受けていたものである。

江商では、社員の賃金体系と準社員の賃金体系とは異なっており、前者の賃金体系の適用を受けるのはすべて男性であり、後者の賃金体系の適用を受けるのはすべて女性であった。原告B、同Cは江商に入社し、後者の賃金体系の適用を受けていたものである。

